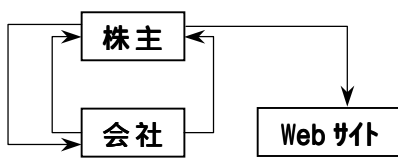
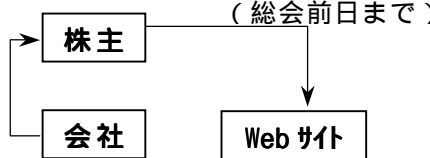


株主総会のIT化

IT化による株主総会の「招集通知の発送」と「議決権の行使」ができるようになり、一部の上場企業でも導入されています。

非公開企業・中会社・小会社でもIT化を導入できます。概要は、つぎのとおりです。

	招集通知発送	議決権行使
手 続 き	 <p>IT化による招集通知発送の勧誘 株主の承諾（メールアドレスの登録） 招集通知をEメールで発信（またはWebサイトに掲載の旨通知）</p>	 <p>招集通知に議決権行使サイトのアドレス、ID、パスワード、参考書類を添付 Webサイト上で議決権を行使</p>
要 件	取締役会の決議 株主の承諾	取締役会の決議

IT化の注意点

1. 総会手続きIT化は、取締役会の決議によりますが、株主がこれに応じるかどうかは任意です。
2. Eメールが不到達の場合
会社は株主が通知したメールアドレスに招集通知を発信すれば足り、株主側の原因によりメールが不到達の場合には免責されます。会社側の原因による場合は、招集手続の法令違反として、総会取消事由に該当するため注意が必要です。
3. Webサイト上で行使された議決権は、出席株主の議決権の数に算入されます。
4. 招集通知の発送と議決権行使のうち、いずれか一方だけをIT化することもできます。

お見逃しなく！

1. IT化によるか否かは株主の任意で、会社がIT化によることを強制することはできません。
2. 株主総会関係の商法改正（2003年4月1日施行）
 - 1) 株主全員の同意がある場合には、総会の招集手続を省略できます。
株主の少ない企業では、機動的に対応できます。
 - 2) 招集通知の発信は、会日の2週間前までが原則ですが、株式譲渡制限会社については、定款の規定で、1週間前までに短縮できます。
 - 3) 定款変更などの場合に必要な特別決議の定足数要件は、従来、総株主の議決権の過半数でしたが、定款に規定すれば、定足数は総株主の議決権の1/3までひき下げられます。